

財政健全化の取り組み方針・実施細目

国立市

平成 26(2014)年 2 月

目 次

はじめに	1
第 章 財政健全化の取り組み方針	2
(1) 財政健全化の基本方針	
(2) 方針期間	
第 章 具体的方策の実施細目	5
第 章 仕組みづくりへの実施細目	31

はじめに

日本経済は、かつてのような右肩上がりの高度経済成長を期待するような状況にはなく、むしろ成熟社会に向かって限られた財源を必要度の高い政策に配分する“選択と集中”を行うべき時期に来ている。

それは国立市においても例外ではない。限られた財源の中で、住民に最も身近な基礎自治体として必要な市民サービスを遅滞なく提供すると同時に、超高齢社会に対応した地域包括ケアシステム構築や子育て支援、小・中学校をはじめとした住民サービスを支えている公共施設の老朽化対応等、新たな政策展開を見込みながら市政運営を行うことが求められている。

しかしながら、新たな政策課題へ対応することは確実に財政需要が増えることに繋がるため、“選択と集中”を適切に行い、より弾力性のある財政構造を目指していかなければならない。

国立市は、平成23（2011）年12月に客観的かつ包括的な立場から財政健全化に関する審議を行う機関として「国立市財政改革審議会」を設置し、平成24（2012）年8月には中間答申が、平成25（2013）年8月には最終答申が市長に提出された。

最終答申では、国立市が目指すべきまちの将来像を議論の出発点とし、市財政の現状を確認した上で、市財政運営の基本的なあり方や財政健全化のための具体的方策、財政健全化のための仕組みづくりに関する事項について提言している。また、「将来像の実現のためには新たな政策・事業を実施する必要がありますが、急激な歳入増が到底見込めない中では、事業の組み替えや見直しなどの財政健全化を行うことにより財源を捻出しなければなりません」との指摘もあった。

このように、国立市がこれからも魅力的で市民が誇ることの出来るまちであり続けるためには、“選択と集中”を柱とし、財政健全化のための不断の努力を行う必要がある。

よって、国立市におけるこれからの健全化方針として「健全化の取り組み方針・実施細目」を定め、本方針に基づいた取り組みを着実に実行していくこととする。

第 章 財政健全化の取り組み方針

(1) 財政健全化の基本方針

国立市の財政健全化を進めるにあたっては、財政改革審議会最終答申に示された以下の 6 つの基本原則を財政健全化の体系として位置付け、基本方針とする。

行政の徹底的な合理化から

- 基本原則：地方自治法第 2 条第 14 項に、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されている。このことから地方公共団体は、すべての事務事業について最大の効果を上げるために、社会環境等の変化に対応した不断の見直しをしていくとともに、最少の経費となるよう常に組織及び運営の合理化を図らなければならない。

特別会計の健全化を

- 基本原則：地方公共団体は歳出に係る財源を団体自身で調達する責務がある。特別会計においても、独立した会計として一般会計からの基準外の繰入金（赤字補てん）に恒常的に頼ることなく自立的に運営がなされることが財政運営の基本である。

補助金・負担金、扶助費の見直しを

- 基本原則：補助金・負担金、扶助費に係る各制度が開始されて以降、その内容や効果について時代に即しているのかどうかの検証がなされていないものがある。このことから、費用対効果の検証を一定期間おきに確認し、必要な見直しを行うべきである。また、その検証にあたっては、別途、第三者委員会の設置や事業仕分けの手法等、外部評価を取り入れた集中的な審議が必要である。また、市単独事業を中心に事業の目的や評価を踏まえ、聖域を設けず点検や見直しを進めるべきである。

行政サービスと事業の適正な負担を

- 基本原則：行政が行うサービスについては、公平性の観点から適正な自己負担がなされていることを基本とする。行政が行うサービスは、そ

の提供を受ける者に対して何らかの便益をもたらす。この便益が、特定個人に対するものであるのか、あるいは社会全体に帰すべきものであるのかは様々だが、少なくとも、すべての市民が負担する税により、特定個人に明らかな利益が認められる場合には、利用しなかった者との格差を是正することが必要である。この格差を埋めるものが受益に対する負担（利益の範囲を超えて求められるものではない）となる。サービスの性質により、社会全体（税）で支える割合を整理するとともに、応能負担や応益負担の考え方、減額や免除のあり方についても併せて検討し、総合的に見直しをする必要がある。また、目的税については、財政状況及び充当される事業費との見合いで常に適切な水準を求める必要がある。

市民サービスの向上・効率化を

- 基本原則：施設において行う市民サービスについては、民営化や官民連携等の手法も含め、そのサービスの質が向上され、かつ効率的に運営されている状態を原則とする。国立市が保有する施設は、市民サービスを提供する場であるとともに市民の資産でもある。このことから、ソフト・ハード両面のあらゆる角度からその施設のより良い管理及び運営方法を検討し、実行していくべきであり、その際には、市直営であることに固執せず、公と民の役割分担を整理し、公立でなければできない事業に特化し、それ以外は基本的に民営化（官民協働）の方向で考えるべきである。また、将来のまちづくりを見据え、公共施設全体の再配置や低・未利用地の積極的な活用及び処分を行っていくべきである。

市民の福祉向上と魅力あるまちづくりのために

- 基本原則：国立の魅力を高めることで将来人口の確保等に結びついている状態を原則とする。～ までの視点に基づく健全化項目を実施することにより、財政面での健全化効果が見られる反面、それだけでは国立市全体の発展が見込めない。よって、健全化による収支改善で生みだされる財については、組み替えて、市民生活の安心を支え、国立の魅力を高める様々な事業に投入することで、国立市の活性化や将来人口の確保に結びつけていくべきである。

(2) 方針期間

本方針では、実施期間を平成 26（2014）年度から平成 31（2019）年度までの 6 年間とした。

財政改革審議会最終答申では、健全化の取り組みと数値目標をいつまでに実行するかについては明記されていない。しかしながら、新たな政策課題への対応の必要性や、弾力性に欠けた現在の国立市の財政状況下においては財政健全化を進めることが喫緊の課題となっていること、また、最終答申において平成 32（2020）年度には、決算時財源不足が推計で 8 億円を超えるという見通しが示されていることから、このような事態に至らないよう、道筋をつける必要がある。

よって、本方針では、平成 26（2014）年度から平成 31（2019）年度までの 6 年間について健全化方策総体の効果達成を求める期間と捉え、これを実施期間と定めた。

なお、個別の健全化方策の目標スケジュールについては実施細目に明記したが、可能な限り方針期間の早い段階での健全化を目指すこととする。

第 章 具体的方策の実施細目

具体的方策の実施細目 1

具体的方策名	- 1 職員人件費の見直し (定員管理)	所管課名	政策経営課																				
最終答申による健全化効果試算額		1,560万円																					
方策の 基本的考え方	今後の定員管理のあり方について、業務全体における定員バランスの適正化を目指し、改善が必要な部門の定員抑制にあたっては、効率的・効果的な市民サービスの向上を前提に、施設民営化や業務委託により抑制を図る。特に、民生部門の保育所については、類団市比較で高い比率を示していることから、市の保育運営のあり方（保育民営化）の検討と合わせて部門内定員の抑制を図る。																						
検討手順の 方向性	毎年度の定員管理計画の中で委託料等、民間活力の導入について、先進市を参考に積極的な検討を行う。 民生部門の保育所の定員については、保育審議会での保育園民営化の検討と合わせて定員管理計画へ反映させていく。 保育園民営化については、「施設民営化」の項目に記載。																						
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">内 容</td><td>毎年度の 定員管理 計画での 検討、実 施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	毎年度の 定員管理 計画での 検討、実 施											
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																	
内 容	毎年度の 定員管理 計画での 検討、実 施																						

具体的方策の実施細目 2

具体的方策名	- 2 職員人件費の見直し (職員給与)	所管課名	職員課																										
最終答申による健全化効果試算額 (うち、平成 25 (2013) 年度実施済額を除いた額)		3,178 万円 (970 万円)																											
方策の 基本的考え方	職員給与については、平成 24 (2012) 年度から東京都給料表に準じた給料表に移行し、平成 25 (2013) 年度から扶養手当の減額と部長職の給料 8% の時限的カットなどを実施している。今後も都表準拠をベースに、最終答申の提言のとおり国立市のラスパイレス指数を類似団体平均とも比較しながら適正水準を維持する。 職員給与については、今後も情勢適応の原則(注)に従い、今後も民間準拠を原則として常に妥当な水準を追求し、不断の見直しをするとともに、市民への説明責任を十分果たしていく。 (注)情勢適応の原則...地方公務員法第 14 条第 1 項：地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。																												
検討手順の 方向性	財政改革審議会最終答申の提言による職員給与の健全化（類似団体並みのラスパイレス指数水準）は平成 25 (2013) 年度に達成する見込みである。 なお、平成 25 (2013) 年度からの扶養手当の減額を平成 27 年 (2015) 年度の本則適用に向けて、段階的に進める。																												
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td rowspan="3">内 容</td><td>扶養手当減額段階措置</td><td>扶養手当減額、本則措置</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>情勢適用の原則を踏まえ適宜見直しを実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	扶養手当減額段階措置	扶養手当減額、本則措置					情勢適用の原則を踏まえ適宜見直しを実施											
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																							
内 容	扶養手当減額段階措置	扶養手当減額、本則措置																											
	情勢適用の原則を踏まえ適宜見直しを実施																												

具体的方策の実施細目 3

具体的方策名	- 3 職員人件費の見直し （退職手当）	所管課名	職員課																				
最終答申による健全化効果試算額 （うち、平成 2 5（2013）年度実施済額を除いた額）		4,4 0 0 万円 （3,000 万円）																					
方策の 基本的考え方	平成 25（2013）年度から東京都の退職手当引き下げに準じて、平成 27（2015）年度の本則適用へ向けて段階的な引き下げを開始した。 本則適用時点では、健全化効果額は1人平均 280 万円となり、健全化額は、3,080 万円であるが、人事委員会の勧告に基づき給与水準を決定している東京都に準じた退職手当の給付水準に見直したこと、また、年金給付の見直しによる削減が予定されていることも加味し、情勢適応の原則を踏まえ、本項目の見直しは達成したと考えられる。 職員退職手当については、情勢適応の原則に従い、今後も民間準拠を原則として常に妥当な水準を追求し、不断の見直しをするとともに、市民への説明責任を十分果たしていく。																						
検討手順の 方向性	本項目について、健全化は達成済みである。なお、給与及び退職手当の健全化目標額の合計 7,578 万円に対して、平成 27（2015）年度には、合計 7,638 万円の効果が見込まれている。 今後も引き続き、情勢適用の原則を踏まえ、適宜見直しを進める。																						
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">内 容</td><td>情 勢 適 用 の 原 則 を 踏 ま え、 適 宜 見 直 し</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="6"></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	情 勢 適 用 の 原 則 を 踏 ま え、 適 宜 見 直 し											
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																	
内 容	情 勢 適 用 の 原 則 を 踏 ま え、 適 宜 見 直 し																						

具体的方策の実施細目 4

具体的方策名	- 4 議会費の見直し	所管課名	議会事務局																					
最終答申による健全化効果試算額		3,310 万円																						
方策の 基本的考え方	最終答申で、国立市議会における定数及び議員報酬については、類似団体と比較してなお約 3,310 万円の健全化が必要とされている。 議会費については、既に議会改革特別委員会での取り組みが開始されているため、その結果を尊重し、必要な対応を行う。																							
検討手順の 方向性	市議会：議会改革特別委員会（議会費財政検討部会）で、議会関係費用全般について、そのあり方を検討し、議会改革特別委員会の答申としてまとめ、議長に報告する。その後、必要に応じて議会費予算の見直しを行う。 市長：議会での検討結果を踏まえて、必要な対応を行う。																							
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td>内 容</td><td>特別委員会 答申 議会での検討 結果を踏まえて 必要な対応 を行う</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="7"> </td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	特別委員会 答申 議会での検討 結果を踏まえて 必要な対応 を行う												
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																		
内 容	特別委員会 答申 議会での検討 結果を踏まえて 必要な対応 を行う																							

具体的方策の実施細目 5

具体的方策名	- 5 その他事務事業の見直し	所管課名	政策経営課 事務事業所管課																										
最終答申による健全化効果試算額		- 最終答申に具体的な額の記載はない。																											
方策の 基本的考え方	6つの基本的原則のもと全事務事業の徹底的な見直しを進める。これまでの行政評価システムの再構築と合わせて、第三者の立場で事務事業の評価を行う「外部評価機関」についても導入を進める。																												
検討手順の 方向性	・ 内部による行政評価システムの再構築（改善） ・ 外部評価機関の設置																												
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td rowspan="3">内 容</td><td>行政評価 システムの 再構築</td><td colspan="2">継続・改善</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>外部評価 機関の設 置</td><td></td><td>外部評価 機関の継 続の検討</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	行政評価 システムの 再構築	継続・改善					外部評価 機関の設 置		外部評価 機関の継 続の検討									
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																							
内 容	行政評価 システムの 再構築	継続・改善																											
	外部評価 機関の設 置		外部評価 機関の継 続の検討																										

具体的方策の実施細目 6

具体的方策名	- 1 国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮	所管課名	健康増進課														
最終答申による健全化効果試算額		1 億 5,000 万円															
方策の基本的考え方	平成 25（2013）年度には、国民健康保険税率の見直し及び低所得者への軽減拡大を実施し、財政改革審議会中間答申での改善目標額の 1/2 超を達成したが、国民健康保険特別会計への赤字補てんが依然として一般会計を圧迫している。 国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮の取り組みとして、平成 25（2013）年度の税率改定等を実施し健全化の取り組みを行ったが、財政改革審議会の最終答申を受け、今後も健全化効果額残りの 1 億 5,000 万円の赤字補てんの圧縮を目指す。 なお、税率の定期的な見直しや国民健康保険特別会計繰入金のあり方も合わせて検討する。																
検討手順の方向性	定期的な保険税率の見直しのしくみ、一般会計からの赤字繰入れ金額の上限について、国保運営協議会へ諮問を行う。答申を受け、国保財政健全化に向けた方策を決定し、実施していく。																
目標スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td>内 容</td><td>国保運協 繰入額上 限等の諮 問・答申 →</td><td>税 率 の 検 証 →</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	国保運協 繰入額上 限等の諮 問・答申 →	税 率 の 検 証 →				
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度											
内 容	国保運協 繰入額上 限等の諮 問・答申 →	税 率 の 検 証 →															

具体的方策の実施細目 7

具体的方策名	- 2 下水道事業特別会計繰出金の圧縮	所管課名	道路下水道課																				
最終答申による健全化効果試算額		0 円 平成 25 年度達成																					
方策の 基本的考え方	平成 25（2013）年度以降における資本費平準化債の発行により、汚水処理費のうち使用料で賄う割合である回収率を、決算ベースで 100%とし、下水道事業特別会計繰出金の圧縮を図る。 また、今後策定する下水道施設の長寿命化計画や施設更新の長期見通しを踏まえ、財政計画と使用料のあり方を検討する。																						
検討手順の 方向性	平成 26（2014）年度以降も引き続き資本費平準化債の発行により、下水道事業特別会計繰出金の圧縮を図る。																						
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">内 容</td><td>資本費平 準化債の 発行</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>長 寿 命 化 の 計 画 策 定</td><td></td><td>長 期 見 通 し を 踏 ま え た 使 用 料 の あ り 方 検 証</td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	資本費平 準化債の 発行							長 寿 命 化 の 計 画 策 定		長 期 見 通 し を 踏 ま え た 使 用 料 の あ り 方 検 証		
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																	
内 容	資本費平 準化債の 発行																						
		長 寿 命 化 の 計 画 策 定		長 期 見 通 し を 踏 ま え た 使 用 料 の あ り 方 検 証																			

具体的方策の実施細目 8

具体的方策名	- 1 補助金・負担金全般の見直し	所管課名	政策経営課 事務事業所管課																				
最終答申による健全化効果試算額		3,261万円																					
方策の 基本的考え方	補助金・負担金については、事業の任意性に着目し、市独自の判断で行われている任意性が「高」の区分については、平成23（2011）年度決算ベースで約3億2,600万円の10%を削減すべきとされた最終答申での提言を尊重し見直しを進める。																						
検討手順の 方向性	事務事業評価の検証から行財政健全化推進本部会議で見直し検討を行い、必要性に応じて外部評価機関に諮り、検討を行う。																						
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">内 容</td><td>事務事業 評価の検証による見 直し検討</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>外部評価 機関での 検討</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	事務事業 評価の検証による見 直し検討						外部評価 機関での 検討					
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																	
内 容	事務事業 評価の検証による見 直し検討																						
	外部評価 機関での 検討																						

具体的方策の実施細目 9

具体的方策名	- 1 - (1) くにたち文化・スポーツ振興財団及び国立市社会福祉協議会の自立の促進 その 1	所管課名	生涯学習課														
最終答申による健全化効果試算額		- 最終答申に具体的な額の記載はない。															
方策の基本的考え方	補助金額が高い団体のうち、くにたち文化・スポーツ振興財団や国立市社会福祉協議会などについて、自主財源の確保と効率化に努めてもらう必要がある中、行政としても、インセンティブを導入した補助金制度の構築を検討する。																
検討手順の方向性	くにたち文化・スポーツ振興財団の設置目的、公益財団法人の位置づけ（法律に定める認定基準）等を鑑みると、収益事業の適正な額の範囲が求められており、より多くの自主財源を確保することについての制約がある。こうした中で、財源確保に繋がる寄附金制度の新たな取り組みも始めている。 今後も寄付の充実や他の公益財団法人での取組状況等を調査・研究し、改善可能な事項については、適宜、対処していく。 平成 25(2013)年度より「くにたちアートビエンナーレ事業」への寄附金募集の開始																
目標スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td>内 容</td><td>取組状況 調査・研究 適宜、対 処</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	取組状況 調査・研究 適宜、対 処					
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度											
内 容	取組状況 調査・研究 適宜、対 処																

具体的方策の実施細目 10

具体的方策名	- 1 - (1) くにたち文化・スポーツ振興財団及び国立市社会福祉協議会の自立の促進　その 2	所管課名	福祉総務課																				
最終答申による健全化効果試算額		- 最終答申に具体的な額の記載はない。																					
方策の基本的考え方	補助金額が高い団体のうち、くにたち文化・スポーツ振興財団や国立市社会福祉協議会などについて、自主財源の確保と効率化に努めてもらう必要がある中、行政としても、インセンティブを導入した補助金制度の構築を検討する。																						
検討手順の方向性	社会福祉協議会では、自主財源の拡充に向けて、会費については「会員会費のあり方検討委員会」(平成 2 5 (2 0 1 3) 年 1 2 月～半年程度：平成 2 6 (2 0 1 4) 年 5 月答申予定)で検討を開始している。 また、収入増加策として自動販売機について、設置箇所数の増加や入札等について検討を進める。																						
目標スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">内 容</td><td>施 策 の 検 討 と 実 施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	施 策 の 検 討 と 実 施											→
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																	
内 容	施 策 の 検 討 と 実 施																						
						→																	

具体的方策の実施細目 11

具体的方策名	- 1 - (2) 長寿慶祝事業の見直し	所管課名	高齢者支援課														
最終答申による健全化効果試算額		— 最終答申に具体的な額の記載はない。															
方策の 基本的考え方	時代に相応した制度への見直しを行い、健全化効果分については、他の高齢者政策へ転化する。																
検討手順の 方向性	現行実施している長寿祝金の制度を見直す。支給対象年齢 77 歳について、平成 26 (2014) 年度廃止に向けての制度変更を進める。																
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td>内 容</td><td>制度変更 →</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	制度変更 →					
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度											
内 容	制度変更 →																

具体的方策の実施細目 12

具体的方策名	- 2 扶助費全般の見直し	所管課名	政策経営課 事務事業所管課																				
最終答申による健全化効果試算額		4,123万円																					
方策の 基本的考え方	扶助費については事業の任意性に着目し、市独自の判断で行われている任意性が「高」の区分については、平成23(2011)年度決算ベースで約4億1,200万円の10%を削減する最終答申での提言を尊重し見直しを進める。																						
検討手順の 方向性	事務事業評価の検証から行財政健全化本部会議で見直し検討を行い、必要性に応じて外部評価機関に諮り検討を行う。																						
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">内 容</td><td>事務事業 評価の検証による見 直し検討</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>外部評価 機関での 検討</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	事務事業 評価の検証による見 直し検討						外部評価 機関での 検討					
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																	
内 容	事務事業 評価の検証による見 直し検討																						
	外部評価 機関での 検討																						

具体的方策の実施細目 13

具体的方策名	- 1 総合体育館施設使用料 （グリーンパス）の見直し	所管課名	生涯学習課																							
最終答申による健全化効果試算額		712万円 ただし、平成25（2013）年12月 実施済み。																								
方策の 基本的考え方	グリーンパス制度については、超高齢化社会が目前となった現在では、財政基盤に十分配慮し、60歳以上の利用者への一部負担も含め、一般利用者とのバランスや近隣市の制度水準を考慮し、制度の見直しを図る。 グリーンパスの個人利用料金について、一般利用者の概ね2分の1程度（現行の子供料金程度）の150円とする。																									
検討手順の 方向性	平成25（2013）年12月1日施行として制度変更済み。 なお、制度変更に併せて、グリーンパス利用者からの要望が強かった回数券に相当する割引制度を設けた。																									
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 25 （2013） 年度</th><th>平成 26 （2014） 年度</th><th>平成 27 （2015） 年度</th><th>平成 28 （2016） 年度</th><th>平成 29 （2017） 年度</th><th>平成 30 （2018） 年度</th><th>平成 31 （2019） 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">内 容</td><td>制度見直 し実施</td><td>制度の継 続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="6"></td><td>→</td></tr></table>			年 度	平成 25 （2013） 年度	平成 26 （2014） 年度	平成 27 （2015） 年度	平成 28 （2016） 年度	平成 29 （2017） 年度	平成 30 （2018） 年度	平成 31 （2019） 年度	内 容	制度見直 し実施	制度の継 続												→
年 度	平成 25 （2013） 年度	平成 26 （2014） 年度	平成 27 （2015） 年度	平成 28 （2016） 年度	平成 29 （2017） 年度	平成 30 （2018） 年度	平成 31 （2019） 年度																			
内 容	制度見直 し実施	制度の継 続																								
							→																			

具体的方策の実施細目 14

具体的方策名	- 2 自転車駐車場使用料の見直し	所管課名	交通課																
最終答申による健全化効果試算額		1,286万円																	
方策の 基本的考え方	平成 24（2012）年国立市議会第 4 回定例会（12 月）で可決された（一般定期使用（市内）の場合、月額 650 円から月額 1,500 円に改定）。健全化効果額約 4,900 万円の試算に対する差額 1,286 万円の削減未達成分については、自転車駐輪場のコスト計算の検証を進めた上で、最終答申での提言を尊重し見直しを進める。																		
検討手順の 方向性	自転車駐車場整備方針（地域交通計画アクションプラン）の中で、受益者負担、施設運営コストなどのあり方の検討を行う。この方針を定めた上で、路線毎の料金設定のあり方などの検証も合わせて、国立市交通安全対策審議会へ自転車使用料の改定について諮問を行い、答申を経て、料金改定に関する市の方向性を定める。																		
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 25 (2013) 年度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td>内 容</td><td>料金改定 実施</td><td>自転車駐 車場整備 の方針作 成</td><td></td><td>料金のあ り 方 検 討・交通 安全対策 審議会諮 問・答申</td><td>自転車駐 車場改定 の検討</td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	料金改定 実施	自転車駐 車場整備 の方針作 成		料金のあ り 方 検 討・交通 安全対策 審議会諮 問・答申	自転車駐 車場改定 の検討		
年 度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度												
内 容	料金改定 実施	自転車駐 車場整備 の方針作 成		料金のあ り 方 検 討・交通 安全対策 審議会諮 問・答申	自転車駐 車場改定 の検討														

具体的方策の実施細目 15

具 体 的 方策名	- 3 家庭ごみ有料化の実施	所管課名	ごみ減量課																
最終答申による健全化効果試算額		5,900万円																	
方策の 基本的考 え方	ごみ減量や公平性の確保の観点から有効な方策である。 また、9億円以上の市税を投入している清掃事業費の圧縮のためにも、早期に家庭ごみの有料化についての制度設計の検討を行い導入についての結論を出す。																		
検討手順の 方向性	平成25(2013)年11月20日に国立市ごみ問題審議会へ家庭ごみの有料化を含む国立市循環型社会形成推進基本計画の改訂及び家庭ごみ有料化の制度設計について諮問した。審議会の答申を踏まえ、家庭ごみ有料化導入の是非を決定する。																		
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 25 (2013) 年度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td>内 容</td><td>11月 ごみ問題審 議会に諮 問</td><td>中 間 答 申</td><td>最終答申</td><td>導 入 の 是 非の決定</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	11月 ごみ問題審 議会に諮 問	中 間 答 申	最終答申	導 入 の 是 非の決定			
年 度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度												
内 容	11月 ごみ問題審 議会に諮 問	中 間 答 申	最終答申	導 入 の 是 非の決定															

具体的方策の実施細目 16

具体的方策名	- 4 保育料の見直し	所管課名	児童青少年課																				
最終答申による健全化効果試算額		1 8 2 万円																					
方策の 基本的考え方	応能負担の観点から、高所得者層の階層区分を細分化するなどの見直しを検討する。																						
検討手順の 方向性	平成 2 5（2013）年度に新システムにおける実態調査を行い、市の方針を定めた上で、平成 2 6（2014）年度に保育審議会へ諮問をする（平成 2 7（2015）年度から導入される子ども・子育て新システムに合わせた改正についても検討）。																						
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">内 容</td><td>保 育 審 議 会に諮問・ 答 申、制 度決定</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>→</td><td>制度運用</td><td></td><td></td><td></td><td>→</td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	保 育 審 議 会に諮問・ 答 申、制 度決定						→	制度運用				→
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																	
内 容	保 育 審 議 会に諮問・ 答 申、制 度決定																						
	→	制度運用				→																	

具体的方策の実施細目 17

具体的方策名	- 5 都市計画税の見直し	所管課名	政策経営課														
最終答申による健全化効果試算額		- 最終答申に具体的な額の記載はない。															
方策の 基本的考え方	都市計画税の税率については、現時点における国立駅周辺まちづくりや都市計画事業等の対象となる事業計画と実施期間とのバランスや、市財政全体の収支状況との兼ね合いから、今後の中期的な見通しの中で検討する。																
検討手順の 方向性	都市計画事業等の事業計画の中期見通しの中での対象事業への充当率などを勘案し、税率を検討する。																
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td>内 容</td><td>制度の検討 →</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	制度の検討 →					
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度											
内 容	制度の検討 →																

具体的方策の実施細目 18

具体的方策名	- 1 資産の有効活用	所管課名	政策経営課 建築営繕課														
最終答申による健全化効果試算額		- 最終答申に具体的な額の記載はない。															
方策の 基本的考え方	市が平成 25（2013）年 3 月に策定した「国立市公共施設 マネジメント基本方針」の公共施設三原則に基づき、施設の使用 状況の検証とともに、中・長期的な視点の公共施設再編計画 の策定に取り組む。 市が保有する低・未利用地や公共施設などの市保有資産につ いて、維持コストに充てるためにも、歳入に繋がる有効活用を 積極的に進める。また、「低・未利用地に関する報告書」に基づ く低・未利用地の活用策を進める。																
検討手順の 方向性	【公共施設再編計画】 公共施設白書の内容を踏まえながら、平成 2 6（2014）年 度に公共施設全体の保全計画を策定し、施設の現状を把握し、 建替え、改修等について、財政制約がある中でのあり方を整理 し、優先順位付けし、効果的、効率的なマネジメントに資する。 【低・未利用地の有効活用】 「低・未利用地に関する報告書」に基づき、有効活用してい く。 【個別対応】 歳入を確保策として市役所駐車場のコインパーキング設置を 進める。																
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td>内 容</td><td>保 全 計 画 の策定 低 未 利 用 地 の 有 効 活 用 の 検 討実施</td><td>公 共 施 設 再編計画 検討・策定</td><td>→</td><td>計 画 に 基 づく取組み</td><td>→</td><td>→</td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	保 全 計 画 の策定 低 未 利 用 地 の 有 効 活 用 の 検 討実施	公 共 施 設 再編計画 検討・策定	→	計 画 に 基 づく取組み	→	→
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度											
内 容	保 全 計 画 の策定 低 未 利 用 地 の 有 効 活 用 の 検 討実施	公 共 施 設 再編計画 検討・策定	→	計 画 に 基 づく取組み	→	→											

具体的方策の実施細目 19

具体的方策名	- 2 - (1) 保育園の民営化	所管課名	児童青少年課																															
最終答申による健全化効果試算額		2 億 4,7 0 4 万円																																
方策の 基本的考え方	定員管理調査（部門別）において、市職員数に保育士が占める割合（17.7％）が高い。保育水準に公私の別による差がない中で、公立と私立の運営費及び財源の差による民営化された場合の健全化効果額の試算がされている。こうした財政運営上の改善指摘による最終答申での提言を尊重するとともに、今後の子育て新システムへの対応と併せて国立市が目指す保育のあり方を整理し、民営化へ向けた検討を進める。 なお、運営主体が変わる場合は、移行に関する検討組織の設置を行い、ガイドラインを作成するなど保育環境への影響に対して細心の注意を払うものとする。																																	
検討手順の 方向性	新システムへの対応と並行して保育園民営化について保育審議会に諮る。 また、施設運営のあり方検討にあたっては、ストックマネジメント方針との整合を図る。 保育審議会の答申を受けて、行財政健全化推進本部会議において、公立保育園民営化導入の方針を定める。																																	
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td rowspan="4">内 容</td><td></td><td>新システム</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">保 育 審 議 会 へ の 諮 問・答 申</td><td>保 育 園 運 営 方 針 作 成</td><td>健 全 化 本 部 会 議 に て 方 針 決 定</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ス ト ッ ク マ ネ ジ メ ン ト</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容		新システム					保 育 審 議 会 へ の 諮 問・答 申	保 育 園 運 営 方 針 作 成	健 全 化 本 部 会 議 に て 方 針 決 定				ス ト ッ ク マ ネ ジ メ ン ト										
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																												
内 容		新システム																																
	保 育 審 議 会 へ の 諮 問・答 申	保 育 園 運 営 方 針 作 成	健 全 化 本 部 会 議 に て 方 針 決 定																															
		ス ト ッ ク マ ネ ジ メ ン ト																																

具体的方策の実施細目 20

具体的方策名	- 2 - (2) 市直営により管理運営を行っている施設 その 1 【児童館】	所管課名	児童青少年課																										
最終答申による健全化効果試算額		— 最終答申に具体的な額の記載はない。																											
方策の 基本的考え方	市直営により管理運営を行っている児童館について、施設のあり方を積極的に検討し、より市民サービスが向上される管理運営形態の検証を行う。																												
検討手順の 方向性	これまで国立市で実施してきた事業を検証するとともに、多摩 25 市の運営方法など調査研究し、児童館の役割を明確にしたうえで、運営のあり方を検討していく。 管理運営形態については、行財政健全化推進本部会議において方針を決定する。																												
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td rowspan="3">内 容</td><td>子ども子育て支援事業計画策定</td><td></td><td></td><td>行財政健全化本部会議にて方針決定</td><td></td><td></td></tr><tr><td>運営のあり方、所管課検討 (調査研究)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	子ども子育て支援事業計画策定			行財政健全化本部会議にて方針決定			運営のあり方、所管課検討 (調査研究)											
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																							
内 容	子ども子育て支援事業計画策定			行財政健全化本部会議にて方針決定																									
	運営のあり方、所管課検討 (調査研究)																												

具体的方策の実施細目 21

具体的方策名	- 2 - (2) 市直営により管理運営を行っている施設 その2 【学童保育所】	所管課名	児童青少年課																		
最終答申による健全化効果試算額		— 最終答申に具体的な額の記載はない。																			
方策の基本的考え方	市直営により管理運営を行っている学童保育所について、施設のあり方を積極的に検討し、より市民サービスが向上される管理運営形態の検証を行う。																				
検討手順の方向性	子ども子育て新制度において保育の拡大などが検討されていることから、施策の目的を踏まえ、これまでの運営方法を検証するとともに、多摩 25 市等の実施状況を調査研究し、検証したうえで運営のあり方を検討していく。 運営のあり方については、行財政健全化推進本部会議において方針を決定する。																				
目標スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">内 容</td><td rowspan="2">運営のあり方、所管課検討(調査研究)</td><td colspan="3">新システム</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>行 財 政 健 全 化 本 部 会 議 に て 方 針 決 定</td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	運営のあり方、所管課検討(調査研究)	新システム						行 財 政 健 全 化 本 部 会 議 に て 方 針 決 定		
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度															
内 容	運営のあり方、所管課検討(調査研究)	新システム																			
			行 財 政 健 全 化 本 部 会 議 に て 方 針 決 定																		

具体的方策の実施細目 22

具体的方策名	- 2 - (2) 市直営により管理運営を行っている施設 その3 【図書館】	所管課名	図書館																			
最終答申による健全化効果試算額		— 最終答申に具体的な額の記載はない。																				
方策の基本的考え方	市直営により管理運営を行っている図書館について、施設のあり方を積極的に検討し、より市民サービスが向上される管理運営形態の検証を行う。																					
検討手順の方向性	定員管理計画の中で、職員人件費の抑制を図るとともに、先進他市の民営化の状況、効果などの調査、検証を行う。 また、これまでの教育委員会での事業検証と分室も含めた市の図書館の役割を明確にし、施設運営のあり方の検討を進める。 検討された運営のあり方について、教育委員会に諮り方針を定める。																					
目標スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">内 容</td><td>運営のあり方、所管課検討</td><td></td><td rowspan="2">教育委員会での方針決定</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	運営のあり方、所管課検討		教育委員会での方針決定								
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																
内 容	運営のあり方、所管課検討		教育委員会での方針決定																			

具体的方策の実施細目 23

具体的方策名	- 2 - (2) 市直営により管理運営を行っている施設 その4 【公民館】	所管課名	公民館																				
最終答申による健全化効果試算額		— 最終答申に具体的な額の記載はない。																					
方策の基本的考え方	市直営により管理運営を行っている公民館について、施設のあり方を積極的に検討し、より市民サービスが向上される管理運営形態の検証を行う。																						
検討手順の方向性	これまでの教育員会での事業検証とともに、他市の運営方法なども調査研究し、公民館の役割を明確にしたうえで、運営のあり方を検討していく。 このあり方検討をベースに、教育委員会に諮り方針を定める。																						
目標スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">内 容</td><td>運営のあり方、所管課検討</td><td></td><td>教育委員会の方針決定</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	運営のあり方、所管課検討		教育委員会の方針決定									
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																	
内 容	運営のあり方、所管課検討		教育委員会の方針決定																				

具体的方策の実施細目 24

具体的方策名	- 2 - (2) 市直営により管理運営を行っている施設 その5 【給食センター】	所管課名	給食センター														
最終答申による健全化効果試算額		— 最終答申に具体的な額の記載はない。															
方策の 基本的考え方	運営のあり方について、国立市学校給食センター運営審議会の答申及び性能診断調査結果を踏まえ、平成 18 (2006) 年度から平成 19 (2007) 年度にわたり庁内検討を行った結果、既存施設の改修・改築では、有効性が十分発揮できないと判断した。しかし、その後、平成 21 (2009) 年 1 月に、今後 20 年間の長期計画・事業費の試算を行う中、現時点では高額となる施設の建て替えは困難であるとの判断から、原則、建て替えず改修という方向が示されている。 今後は、これまでの検討経過を踏まえつつも、幅広い選択肢をもって検討する。																
検討手順の 方向性	施設運営のあり方検討にあたっては、国立市公共施設マネジメント基本方針に基づき、他市の事例等を参考に整備の方法や運営方式について検討を進める。 検討された運営のあり方について、教育委員会に諮り方針を定める。																
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td>内 容</td><td>運営のあり方、所管課検討</td><td></td><td>教育委員会での方針決定</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	運営のあり方、所管課検討		教育委員会での方針決定			
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度											
内 容	運営のあり方、所管課検討		教育委員会での方針決定														

具体的方策の実施細目 25

具体的方策名	- 2 - (3) 指定管理者制度を導入し管理運営を行っている施設	所管課名	政策経営課																				
最終答申による健全化効果試算額		5,307万円																					
方策の基本的考え方	指定管理者制度を導入し管理運営を行っている、福社会館、市民総合体育館、芸術小ホール、くにたち郷土文化館、地域集会所などについて施設の本来の目的とあり方を踏まえながら予算時点において指定管理料を精査する。 最終答申による指定管理料の 10%削減の提言については、今後に消費税率の引き上げ等の影響をも考慮しながら検討を進める。																						
検討手順の方向性	指定管理者制度においては、5 年間の基本協定と毎年度の年度協定を結んでいる。指定管理料については、これまでも毎年度の予算査定において縮減を図ってきたが、最終答申の提言を踏まえ、また、新たな社会情勢や市民ニーズで本来のあり方を念頭に、毎年度の指定管理料の精査を進める。																						
目標スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">内 容</td><td>指定管理料の予算精査</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	指定管理料の予算精査											
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																	
内 容	指定管理料の予算精査																						

具体的方策の実施細目 26

具体的方策名	- 1 「365 日 24 時間安心・安全のまちづくり」の実現	所管課名	政策経営課ほか																										
最終答申による健全化効果試算額		- 最終答申に具体的な額の記載はない。																											
方策の基本的考え方	市の政策の柱である「365 日 24 時間安心・安全のまちづくり」を実現するため、市の魅力を高める様々な事業を展開し、市の将来人口の確保に結び付けていく必要がある。 そのために文教都市というまちの特性を活かし、大学・地元企業等と連携を強め、創業や新規事業に対する支援を通じて市内を活性化することなどにより、法人市民税の増収に繋げていく。また、寄付制度を積極的に活用していくとともに、寄附文化の定着を図る。																												
検討手順の方向性	次期基本構想・基本計画策定の中で方策を検討する。また、毎年度の政策予算編成において、文教都市のまちの特性を活かす政策を進めるため、大学、地元企業等との連携を強化する。 寄附制度の積極的な活用を図る。																												
目標スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td rowspan="3">内 容</td><td>次 期 基 本 構 想・基 本 計 画 策 定</td><td colspan="5">→</td></tr><tr><td>政 策 予 算 編 成・各 種 連 携 強 化</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>寄 付 制 度 の 積 極 的 活 用</td><td colspan="5">→</td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	次 期 基 本 構 想・基 本 計 画 策 定	→					政 策 予 算 編 成・各 種 連 携 強 化						寄 付 制 度 の 積 極 的 活 用	→				
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																							
内 容	次 期 基 本 構 想・基 本 計 画 策 定	→																											
	政 策 予 算 編 成・各 種 連 携 強 化																												
	寄 付 制 度 の 積 極 的 活 用	→																											

第 章 仕組みづくりへの実施細目

財政健全化のための仕組みづくりへの実施細目 1

項 目	(1)今後の各種市民負担見直しに係るルール	所管課名	政策経営課																								
基本的考え方	検討対象：使用料、手数料、本人等負担金、目的税 行政が効果的・効率的な運営に努めたうえで、適切な経費を算出し、適切な金額を設定すること 近隣市との比較を行うこと 応能負担による料金体系の設定、減免基準の明確化を行うこと 定期的・継続的な見直しを行うこと																										
検討手順の方向性	使用料、手数料、負担金等の設定、定期的な見直しについて、最終答申で提案されている「条例化による財政規律の確保」と合わせて検討を進める。見直しについては、行財政健全化推進本部会議において決定する。																										
目標スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td>内 容</td><td>ルールづくり</td><td>→</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>各種見直しの実施</td><td></td><td></td><td></td><td>→</td></tr></table>						年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	ルールづくり	→							各種見直しの実施				→
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																					
内 容	ルールづくり	→																									
		各種見直しの実施				→																					

財政健全化のための仕組みづくりへの実施細目 2

項 目	(2)健全化のための仕組みづくり 内部評価の徹底	所管課名	政策経営課																										
基本的考え方	事務事業の職員による内部評価の徹底と、その結果を外部評価に繋げる。																												
検討手順の 方向性	行政評価システムの改善と合わせて PDCA サイクルの徹底を継続する。																												
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td rowspan="3">内 容</td><td>行政評価 システムの 活用・改善</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>外部評価 機関の設 置</td><td></td><td>外部評価 機関の継 続の検討</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	行政評価 システムの 活用・改善						外部評価 機関の設 置		外部評価 機関の継 続の検討									
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																							
内 容	行政評価 システムの 活用・改善																												
	外部評価 機関の設 置		外部評価 機関の継 続の検討																										

財政健全化のための仕組みづくりへの実施細目 3

項 目	(2)健全化のための仕組みづくり 外部評価機関の設立	所管課名	政策経営課																										
基本的考え方	行政内部による検証・評価をもとに外部評価を実施し、その結果を受けて行政内部で見直し・廃止・継続の決定を行っていく仕組みを構築する。 行政評価システム全体では、事業の必要性や費用対効果等の検証、事業の終期や終了条件の明示等に関する確認を強化することにより、歳出の削減や事業の組み替えが着実に進められるような仕組みを構築する。 最終答申における健全化個別項目のうち、事務事業の見直し、補助金・負担金全般の見直し、扶助費全般の見直し及び各種市民負担見直しに係る項目については、この仕組みの中で検証する。																												
検討手順の 方向性	評価について客観性をより持たせるため、各種見直しに係る「外部評価機関」を設立する。																												
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td rowspan="3">内 容</td><td>行政評価 システムの 活用・改善</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>外部評価 機関の設 置</td><td></td><td>外部評価 機関の継 続の検討</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	行政評価 システムの 活用・改善						外部評価 機関の設 置		外部評価 機関の継 続の検討									
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																							
内 容	行政評価 システムの 活用・改善																												
	外部評価 機関の設 置		外部評価 機関の継 続の検討																										

財政健全化のための仕組みづくりへの実施細目 4

項 目	(2)健全化のための仕組みづくり 財政改革審議会による進捗管理のチェック	所 管 課 名	政策経営課																	
基本的考え方	市が設置した財政健全化に関する審議会等の答申や、行政が策定した改革プランにおいて健全化に関する様々な提言・取り組みの計画などの進捗管理ができる仕組みをつくる。																			
検討手順の方向性	財政改革審議会の継続（委員任期 2 年）による財政健全化の進捗管理を行う。																			
目標スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td>内 容</td><td>審 議 会 の 継 続 に よ る 進 捗 管 理 →</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	審 議 会 の 継 続 に よ る 進 捗 管 理 →					
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度														
内 容	審 議 会 の 継 続 に よ る 進 捗 管 理 →																			

財政健全化のための仕組みづくり実施細目 5

項 目	(2)健全化のための仕組みづくり 条例化による財政規律の確保	所管課名	政策経営課																				
基本的考え方	財政健全化のために、行財政の定期的・継続的な見直しを行うため、「健全な財政に関する条例」などの仕組みづくりを進める。																						
検討手順の 方向性	健全な財政に関する条例の調査研究を行い、条例の制定を目指す。																						
目標 スケジュール	<table><tr><th>年 度</th><th>平成 26 (2014) 年度</th><th>平成 27 (2015) 年度</th><th>平成 28 (2016) 年度</th><th>平成 29 (2017) 年度</th><th>平成 30 (2018) 年度</th><th>平成 31 (2019) 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">内 容</td><td>条 例 設 置 の 検 討</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	内 容	条 例 設 置 の 検 討											
年 度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度																	
内 容	条 例 設 置 の 検 討																						